

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	民生委員推薦会費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	原田	内線	2614		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-03-01	民生委員推薦会費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 21 年度	根拠	民生委員法・施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	民生委員法及び東京都民生委員・児童委員選任要綱に定められた選任要件を満たし、地域住民の良き相談相手として、また、必要に応じて行政・関係機関との橋渡しなど、熱意を持って活動できる民生委員候補者を選出する。						
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：令和元年10月1日～令和4年9月30日]						
内容	<p>民生委員・児童委員の3年に1度の一斉改選及び欠員が生じた場合、適宜推薦会を開催し候補者を決定するとともに、東京都知事あてに推薦する。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査対象とする候補者※ 年4回[4・7・10・1月期]（一斉改選年度は、年3回[4・7・12月期]） ○ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査を省略する候補者 年12回[毎月] <p>※審査対象とする候補者「要説明者」に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常勤の被雇用者 ②現住所在住3年未満の者 ③担当区域（隣接区域を含む）外居住者 ④元民生委員 ⑤民生委員協議会出席率60%未満の者（一斉改選時の再任者） ⑥活動記録提出率80%未満の者（一斉改選時の再任者） 						
経過	<p>昭和21年10月「方面委員令」と「民生委員令」の制定により民生委員の公平かつ民主的な人選を図るために設けられた組織である。昭和23年7月「民生委員法」の公布、昭和28年8月改正により、民生委員推薦会の組織改正、平成25年6月改正により推薦会委員の要件等の改正が行われた。</p> <p>令和元年12月1日の一斉改選から、再任者の定年が73歳未満から75歳未満に引き上げられた。</p>						
必要性	法令に基づき必置である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員)						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 委員現員数（人）	213	213	207	216	216	民生・児童委員数
	② 充足率（%）	99.1	99.1	95.8	100	100	委員現員数÷委員定数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	法定事務事業であり、民生委員・児童委員を確保するうえで必要である。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		286	354	4,781	355	355	671	359
決算額 (2年度は見込み)		283	151	3,370	137	58	302	359
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
開催回数 (回)		3	2	5	2	1	5	4
委員報酬 (単価：円)		6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
民生委員・児童委員数 (年度末)		200	200	194	199	199	192	201
主任児童委員数 (年度末)		15	15	15	14	14	15	15

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	委員報酬	55	報酬	委員報酬	283	報酬	委員報酬	332
需用費	当日賄い	2	需用費	当日賄い	9	需用費	当日賄い	9
役務費	郵便料	1	役務費	郵便料	2	役務費	郵便料	5
使用料等	使用料及び賃借料	0	使用料等	会場使用料	8	使用料等	会場使用料	13

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	7,109	8,269	1,160	地方税	0	0	0
	物件費	3	19	16	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	58	316	258
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	58	316	258
	賞与・退職給与引当金繰入額	398	450	52	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,452	▲ 8,422	▲ 970
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,510	8,738	1,228	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,452	▲ 8,422	▲ 970
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,452	▲ 8,422	▲ 970	

備考 元年度は、3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選を行ったため、推薦会実施回数の増加に伴い、都支出金が258千円の増となっている。

問題点・課題 ○地域の身近な相談相手で、行政や専門機関への「橋渡し役」である民生委員の役割が大きくなっている。民生委員が関わる事項は多様かつ複雑化しており、業務量が年々増加傾向にある。地区によっては候補者が挙がらず、適任者の確保が難しくなっている。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一斉改選のため、定年や他の理由による退任者の増が見込まれるため、町会や地域の関わりをより密にし適任者の確保に努める。	町会や民児協と密接に連携しながら、適任者を確保した。	適任者の確保が難しくなっているため、民生委員活動の周知やPR活動に努める。
②	推薦会の回数が増加することが見込まれるため、一回の開催でより多くの候補者について審査を行う等、効率的に開催する。	一斉改選のため、推薦会の開催回数が増加したが、開催時期を関係者と調整することで効率的に開催することができた。	
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 平成23年三定 民生委員のなり手不足について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	民生委員活動費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
			担当者名	阿部	内線	2616		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-04-01	民生委員活動費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和	<input type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	21年度	根拠	荒川区民生委員・児童委員及び協力員に対する活動費及び事務費の支給要綱		
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	民生委員・児童委員の活動に要する活動費・事務費の支給及び協議会に対する補助金を交付するとともに、協議会の運営を支援することによって、組織体制の強化を図るとともに、より良い活動が展開されるよう環境を整える。							
対象者等	<input type="radio"/> 民生委員・児童委員：定数216名（地区会長7名（うち1名を全体の会長とする）・一般委員194名・主任児童委員15名） <input type="radio"/> 民生・児童委員協力員：定数21名（1地区民児協に対し3名まで）							
内容	1 活動費・事務費の支出、協議会運営等に要する費用の負担 民生委員・児童委員に対し、交通費等の活動費11,500円/月（都8,800円+区上乗せ分2,700円）を、民生・児童委員協力員に対し、4,300円/月を4ヶ月毎に支給する。民生委員・児童委員に対して連絡通信費等の事務費2,500円/年を年度当初に支給する。また、協議会運営等に要する費用に対して補助（4,477,600円）を行う。 2 協議会の主要事業 (1) 民生委員・児童委員協議会を7地区（南千住東・南千住西・荒川・町屋・東尾久・西尾久・日暮里）で月1回開催。民生委員活動について、委員相互での意見交換・情報共有を行う。 (2) 7つの専門部会（児童福祉・障がい者福祉・生活福祉・高齢者福祉・子育て支援・主任児童委員・広報）による部会活動を実施。各専門部会で、福祉についての意見交換や研修を実施する。施設見学等の全体研修会を年に1～2回実施する。広報部会では機関紙「みんきょう」を年に2回発行する。							
経過	<input type="radio"/> 民生委員・児童委員数は、令和2年6月1日現在で209名（南千住東地区25名、南千住西地区29名、荒川地区34名、町屋地区30名、東尾久地区25名、西尾久地区23名、日暮里地区43名）。民生・児童委員協力員数は6名（南千住東地区1名、南千住西地区1名、荒川地区2名、町屋地区1名、西尾久地区1名）。 <input type="radio"/> 民生委員・児童委員協議会に対する管外視察研修補助金については、平成15年度～22年度には一名当たり5,000円を支給していたが、23年度から一名当たり8,000円に増額した。 <input type="radio"/> 令和元年度10月から、活動費は11,300円/月から11,500円/月に増額。 <input type="radio"/> 令和2年度から、協議会運営等に要する費用に対する補助を3,052,000円から4,477,600円に増額。							
必要性	民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員の諸活動における必要経費（交通費、連絡通信費、毎月の会議にかかる経費、福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用等）に対する支援の必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	充足率(%)	99.1	99.1	95.8	96.7	100	委員現員数÷委員定数
	②	民児協出席率(%)	92	89	87	88	100	全委員の平均
③	相談支援件数(件)	1,566	1,333	1,044	1,284	1,775	元年度は1月時点	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進		推進						
急速に少子高齢化が進展するなど、地域福祉を取り巻く環境が変化し続ける中で、地域福祉の担い手として、多様化する課題解決の一翼を担う民生委員・児童委員への支援は必要である。								

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額	34,168	34,258	35,466	34,242	35,158	35,263	35,332
決算額(2年度は見込み)	32,996	33,587	34,293	33,104	34,174	33,737	35,332
実績の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)							
民生委員・児童委員数(年度末)	215	215	209	213	213	207	216
協力員数(年度末)	5	5	5	4	4	4	6
民生委員協議会開催日数	53	53	53	53	53	46	53
相談・支援件数(延べ)	2,497	2,221	1,775	1,566	1,333	1,044	1,284

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	活動費	29,907	報償費	活動費	29,762	報償費	活動費	30,955
旅費	管外研修職員参加旅費	12	旅費	管外研修職員参加旅費	21	旅費	管外研修職員参加旅費	15
需用費	100周年式典記念品	1,017	需用費	民生委員名簿印刷費、退任記念品等	797	需用費	事務費消耗品等	824
役務費	郵送料、筆耕委託料、保険料等	155	役務費	郵送料、筆耕委託料、保険料等	221	役務費	郵送料、筆耕委託料、保険料等	237
使用料等	合同民協会場使用料	80	使用料等	合同民協会場使用料	56	使用料等	合同民協会場使用料	71
負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	3,000	負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	2,880	負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	3,230

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	13,167	12,600	▲ 567	地方税	0	0	0
	物件費	1,265	1,093	▲ 172	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	24,180	24,181	1
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	32,909	32,644	▲ 265	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	24,180	24,181	1
	賞与・退職給与引当金繰入額	742	711	▲ 31	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 23,903	▲ 22,867	1,036
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	48,083	47,048	▲ 1,035	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 23,903	▲ 22,867	1,036
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 23,903	▲ 22,867	1,036	

備考 補助費等32,644千円の内訳は、民生・児童委員及び協力員に対する活動費29,762千円、民生・児童委員協議会に対する補助金2,880千円である。物件費は、一斉改選後の民生委員名簿の印刷製本費、退任委員への記念品、新任委員への事務用品の支給等である。

問題点・課題 ○区民の生活課題、福祉課題の多様化により、民生委員・児童委員を取り巻く状況も変化しており、民生委員・児童委員への期待が高まる一方で、活動範囲の広がりやそれに伴う負担が拡大している。
○民生委員の活動を知られていないことが委員の新たななり手不足等に繋がっており、区民からの理解・共感を得るため、さらなる周知活動が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	3年に1度の一斉改選の年となるため、各部会においては、3年間の集大成となるようサポートを行う。	民生委員・児童委員大会に向けて、各部会と連携を図り、要望に応えながら計画的に準備を進めた。	民生委員・児童委員の負担を軽減するため、依頼業務の見直しを検討する。
②	3年に1度の一斉改選のため、スムーズな引継ぎや、新任委員が活動しやすい環境づくりに取り組む。	配布物等の説明や、前任者との個別の引継ぎ時間を設けることで、新任委員の不安解消に繋がった。	区民等に対して、民生委員制度や活動内容を効果的に周知するために新たなパンフレットを作成する。
③			

他区の実況	(実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区)
	・活動費を上乗せしている区：11区(千代田・中央・港・文京・台東・目黒・大田・渋谷・北・練馬・葛飾) ・活動費とは別に、協議会への補助金という形で上乗せ分を支出している区：3区(新宿・品川・江東)

況 議 平 民生委員はどのような仕事をし、一人当たりどれぐらいの世帯数を担当するのか。また、適任者の確保が難しい中、定数や定年制をどのように考えていくのか。さらに、OBの方々の力を活用するべきではないか。

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	関沢	内線	2615		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-05-01	貸付金					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 45 年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和3 年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	緊急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。						
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により緊急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難な世帯主。						
内容	<p>1 資格要件 (1) 他から資金を借りることが困難なこと (2) 荒川区に引き続き3ヶ月以上居住していること (3) 世帯の生計中心者であること (4) 貸付資金の返済が確実であること (5) 現にこの資金の貸付を受けていないこと</p> <p>2 応急に必要な費用の種類と貸付限度額 (1) 30万円まで（一般）償還期限2年6ヶ月 ①災害等により住宅・家財に被害を受けた為に要する費用 ②傷病の治療に要する費用 ③就職、修学、出産、冠婚葬祭に要する費用 ④区内転居のために要する費用 ⑤生活必需品の購入費用 ⑥親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用 ⑦居住家屋の賃貸契約更新のために要する費用 (2) 60万円まで（特認額）償還期間3年4ヶ月 (1)①から④に掲げる費用が30万円を越えると認められたとき (3) 違約金 最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。</p>						
経過	昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始 平成 2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施 平成 3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額 平成 6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更 返済期間を最大40ヶ月以内に延長 平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月～12月）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）						
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため一定の必要性はあるが、社会福祉協議会において緊急小口資金貸付（限度額10万円）や生活福祉資金（上限額50万円～150万円程度）など同様な貸付制度があり、また貸付けの相談・申請も減少しているため、今後の状況を見ながら廃止の検討を行う。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	現状の規模で継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		900	900	900	900	900	900	900
決算額 (2年度は見込み)		0	300	0	0	0	0	900
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
貸付件数 一般		0	1	0	0	0	0	1
貸付件数 特認		0	0	0	0	0	0	1
貸付残高件数 (各年度末現在)		64	64	58	49	32	25	14
貸付残高金額 (各年度末現在) (千円)		11,400	10,919	10,346	9,319	6,049	5194	3477

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
貸付金	応急資金貸付金	0	貸付金	応急資金貸付金	0	貸付金	応急資金貸付金	900

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額			30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,603	1,779	176	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	808	601	▲ 207	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	90	100	10	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 2,501	▲ 2,480	21	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	2,501	2,480	▲ 21	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 2,501	▲ 2,480	21	
特別費用 (g)	2,249	0	▲ 2,249	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	▲ 2,249	0	2,249	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,750	▲ 2,480	2,270		

備考 行政費用では、不納欠損・貸倒引当金繰入額に601千円を計上している。

問題点・課題
 ○荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について意思確認書により不納欠損処理を実施しているが、時効対象の債権が残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する必要がある。
 ○税及び保険料の滞納者、多重債務者から相談が多く、新規の貸付決定が27年度は1件、28年度以降は0件と少ない状況にある。
 ○緊急小口資金や生活福祉資金など社会福祉協議会において同様の貸付事業があるため、今後の状況を見ながら廃止の検討をする。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、訪問等による督促を実施していくとともに、効果的な債権回収の方法を検討する。	区内在住の債務者は全員訪問、区外在住の債務者については郵送で督促を行い、長期間滞っていた返済の再開に繋げた。	区内在住者には直接訪問による督促を継続していくとともに、区外在住者への督促についてもより効果的な督促方法を検討する。
②	時効を迎えた債務者からの意思確認書の回収及び債権回収に努め、債権整理を進める。	意思確認書を送付するとともに電話で回答を促し、意思確認書の回収率向上に努めた。	時効を迎えた債務者の戸籍調査を迅速に行い、回収の見込みがないものについては債権整理を進める。
③	返済中の債務者が滞納を再開してしまうことを防ぐため、定期的に電話等で接触を図り、適切な返済計画を指導していく。	返済中の債務者に対して定期的に書面で返済残額を通知し、滞納の防止に努めた。	返済中の債務者に定期的に連絡して生活状況等を把握し、滞納防止に努める。

他区の実況 (実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)
 ※社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業は、23区全てで実施されている。

議会質問状況

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	関沢	内線	2615		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-07-01	行旅死亡人等取扱費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 22 年度	根拠	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	<p>行旅中に死亡した身元不明者及び引取者のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行うことで、公衆衛生及び社会秩序を保持する。また、日本国内を旅行中の外国人が緊急に入院し、医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療費給付等により救護を行うことを目的とする。</p>						
対象者等	<p>1 行旅病人…旅行中に病気などで、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ）</p> <p>2 行旅死亡人等…葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人</p>						
内容	<p>1 行旅病人の取扱い…行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。 【行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし】</p> <p>2 行旅死亡人等の取扱い…身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用を請求する。 【行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、顔かたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし】 【墓埋法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない】</p>						
経過	<p>行旅病人の取扱いについて平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。 平成4年6月15日付福福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」の通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法等に基づき、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		2,983	2,641	3,753	4,191	5,515	5,042	4,944
決算額(2年度は見込み)		1,984	2,283	3,432	3,833	4,886	3,416	4,944
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	【取扱件数】							
	官報掲載	0	4	4	1	3	0	2
	行旅死亡人等	15	15	22	24	33	23	36
行旅病人	0	0	0	0	0	0	1	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
役務費	官報掲載料	37	役務費	官報掲載料	0	役務費	官報掲載料	42
委託料	埋火葬委託料	4,849	委託料	埋火葬委託料	3,416	委託料	埋火葬委託料	4,620
扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	282

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	5,796	6,719	923	地方税	0	0	0
	物件費	4,886	3,416	▲1,470	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	977	1,598	621
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	3,318	1,658	▲1,660
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,295	3,256	▲1,039
	賞与・退職給与引当金繰入額	327	379	52	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲6,714	▲7,258	▲544
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	11,009	10,514	▲495	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲6,714	▲7,258	▲544
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲6,714	▲7,258	▲544	

備考

物件費は埋火葬に関する委託料であり、行旅死亡人等の発生件数によって決算額は増減する。その他収入は死亡人が加入していた健康保険の葬祭費及び埋火葬に要した費用の親族等による弁償費用である。

問題点・課題

○一人暮らしの高齢者が自宅や病院で死亡し、身元は判明しているものの、引き取り手がないために区で埋火葬を執り行うケースが増加傾向にある。
○死亡人と親族との関係が複雑化したケースが多くなっており、戸籍等の追跡調査に時間を要している。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係機関と連携を取りながら、個々の事案に対して迅速かつ配慮の行き届いた対応を行う。	医療機関や地域包括支援センターと連携を取りながら迅速に対応するとともに、細心の注意を払って対応した。	法規に則って迅速な対応を行うとともに、困難ケースについても関係機関と密に連携を取りながら適切な対応を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事																												
事務事業名	区営住宅等管理運営費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野																													
			担当者名	関沢	内線	2615																													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-08-01	区営住宅等管理運営費																																	
	01-08-02	区営住宅借上料																																	
	01-08-03	区営住宅営繕費																																	
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業																														
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	4	年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、区営住宅条例及び施行規則																														
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等																															
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画																															
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市																																
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成																																
	施策	02	快適な居住環境の形成																																
目的	住宅に困窮する低所得高齢者及び身体障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区が建設した住宅と民間から借り上げた住宅を、区営住宅として所得に応じた低料金で提供する。																																		
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者(1)区内に引き続き5年以上居住していること(2)独立して日常生活を営めること(3)前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること(4)65歳以上の一人暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上のみの二人世帯																																		
内容	<p>1 入居者の管理</p> <p>2 建物等の維持管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>所在地</th> <th>管理開始</th> <th>戸数（区営143戸・都営50戸）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)西尾久七丁目住宅（借上型）</td> <td>西尾久7-19-11</td> <td>H4.4.28</td> <td>単身29戸、世帯5戸</td> </tr> <tr> <td>(2)西尾久三丁目住宅（借上型）</td> <td>西尾久3-21-12</td> <td>H5.7.29</td> <td>単身34戸、世帯5戸</td> </tr> <tr> <td>(3)南千住二丁目住宅（借上型）</td> <td>南千住2-32-3</td> <td>H5.5.21</td> <td>単身12戸、世帯6戸</td> </tr> <tr> <td>(4)町屋七丁目住宅（建設型）</td> <td>町屋7-2-15</td> <td>H5.4.1</td> <td>単身20戸、世帯3戸</td> </tr> <tr> <td>(5)町屋五丁目住宅（建設型）</td> <td>町屋5-9-2</td> <td>H10.5.1</td> <td>単身21戸、世帯8戸（身体障害者用含）</td> </tr> <tr> <td>(6)都営南千住四丁目住宅（都営）</td> <td>南千住4-9-3</td> <td>H12.5</td> <td>単身43戸、世帯7戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(6)は東京都住宅政策本部が建物管理及び入居募集事務を実施し、区はワーデン室の維持管理を行う。</p> <p>3 ふれあい協力員（ワーデン）設置 業務内容：居住者の安否確認、生活相談及び住宅管理等</p>							住宅名	所在地	管理開始	戸数（区営143戸・都営50戸）	(1)西尾久七丁目住宅（借上型）	西尾久7-19-11	H4.4.28	単身29戸、世帯5戸	(2)西尾久三丁目住宅（借上型）	西尾久3-21-12	H5.7.29	単身34戸、世帯5戸	(3)南千住二丁目住宅（借上型）	南千住2-32-3	H5.5.21	単身12戸、世帯6戸	(4)町屋七丁目住宅（建設型）	町屋7-2-15	H5.4.1	単身20戸、世帯3戸	(5)町屋五丁目住宅（建設型）	町屋5-9-2	H10.5.1	単身21戸、世帯8戸（身体障害者用含）	(6)都営南千住四丁目住宅（都営）	南千住4-9-3	H12.5	単身43戸、世帯7戸
住宅名	所在地	管理開始	戸数（区営143戸・都営50戸）																																
(1)西尾久七丁目住宅（借上型）	西尾久7-19-11	H4.4.28	単身29戸、世帯5戸																																
(2)西尾久三丁目住宅（借上型）	西尾久3-21-12	H5.7.29	単身34戸、世帯5戸																																
(3)南千住二丁目住宅（借上型）	南千住2-32-3	H5.5.21	単身12戸、世帯6戸																																
(4)町屋七丁目住宅（建設型）	町屋7-2-15	H5.4.1	単身20戸、世帯3戸																																
(5)町屋五丁目住宅（建設型）	町屋5-9-2	H10.5.1	単身21戸、世帯8戸（身体障害者用含）																																
(6)都営南千住四丁目住宅（都営）	南千住4-9-3	H12.5	単身43戸、世帯7戸																																
経過	<p>○平成4年度に民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久七丁目住宅を開設した。</p> <p>○平成5年度には、区建設により町屋七丁目住宅を開設し、あわせて高齢者住宅条例を制定した。さらに、同年度地域特別賃貸住宅制度に基づく国庫補助等を活用し、民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久三丁目住宅及び南千住二丁目住宅を開設した。</p> <p>○平成10年5月には、公営住宅法に基づき区が建設した町屋五丁目住宅高齢者・障害者住宅の開設を機に、高齢者住宅条例を廃止し、区営住宅条例を制定した。</p> <p>○平成12年5月からは東京都の都営南千住四丁目住宅シルバーピアに荒川区がふれあい協力員を設置した。</p>																																		
必要性	令和元年度の申込倍率は8.6倍（単身・世帯合計）と高く、高齢者用区営住宅の必要性はある。																																		
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>建物管理は外部委託。（H18から指定管理者制度導入。H18～東京都住宅供給公社、H24～(株)東急コミュニティー、H30～東京都住宅供給公社／R1指定管理料25,424千円）</p>																																		
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明																												
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)																													
	① 入居率（％）	100	100	100	100	100	5住宅（都営南四住宅を除く）の年間入居率																												
	②																																		
③																																			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																																	
2年度	3年度																																		
継続	継続	現状の規模で事業を継続しつつ、高齢者向け借上げ住宅の契約内容も含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。																																	

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
予算額	168,349	181,376	157,841	160,450	173,664	185,375	173,106	
決算額(2年度は見込み)	163,221	172,556	152,334	152,104	171,366	184,003	173,106	
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	単身退去数(戸)	9	9	10	14	13	8	12
	世帯退去数(戸)	2	2	5	1	6	1	3
	単身入居数(戸)	13	5	6	4	13	12	9
	世帯入居数(戸)	3	1	3	2	3	5	3

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬等	ふれあい協力員報酬、共済費、謝礼	6,602	報酬等	ふれあい協力員報酬、共済費、謝礼	6,597	報償費	ふれあい協力員報酬	5,549
需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,013	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,006	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,473
役務費	電話料等	210	役務費	電話料等	211	役務費	電話料等	731
委託料	指定管理料、その他の委託料	28,204	委託料	指定管理料、その他の委託料	32,372	委託料	指定管理料、その他の委託料	30,763
使用料等	借上料	105,636	使用料等	借上料	105,636	使用料等	借上料	105,636
負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	8,213	負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	7,925	負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	9,123
工事請負費	町五外壁等改修工事	17,488	工事請負費	町五外壁等改修工事	26,256	工事請負費	インターホン設備改修工事等	15,831

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	13,585	18,998	5,413	地方税	0	0	0
	物件費	139,063	143,226	4,163	国庫支出金	0	5,161	5,161
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,600	3,600	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	8,969	8,673	▲296	使用料及び手数料	26,076	27,251	1,175
	減価償却費	34,923	34,923	0	その他	4,908	5,562	654
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	34,584	41,574	6,990
	賞与・退職給与引当金繰入額	436	741	305	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲162,392	▲164,987	▲2,595
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲1,031	▲791	240
	行政費用合計(b)	196,976	206,561	9,585	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲163,423	▲165,778	▲2,355
	特別費用(g)	0	371	371	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲371	▲371	当期収支差額(e)+(h)	▲163,423	▲166,149	▲2,726

備考 物件費の主な内訳は住宅借上料105,636千円、指定管理料25,424千円である。行政収入の内訳は、国庫支出金(町屋五丁目住宅長寿命化改修工事に係る社会資本整備総合交付金)5,161千円、使用料27,251千円、共益費等によるその他収入5,562千円であった。

問題点・課題 ○建設から20年以上が経過しており、経年劣化や住宅設備の更新等による改修費用が増加傾向にある。
○高齢者用区営住宅の需要は依然高いが、事業開始当初と住宅を取り巻く環境が変化したことから、今後、あり方を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	緊急通報システムの更新に向けて、借上型は引き続き建物所有者に改修を要請し、建設型は改修に向けた情報収集を行う。	町屋五丁目住宅の緊急通報システム更新について情報収集を行い、費用対効果の高い緊急通報システムの導入に向けて検討を行った。	新たに町屋五丁目住宅に導入する緊急通報システムについて、警備会社等と密に連絡を取り、適切な運用体制を確立する。
②	賃貸借契約及び大規模改修について、建物所有者との協議を継続する。	借上型住宅の賃貸借契約及び大規模改修について、建物所有者との協議を実施した。	借上型住宅の賃貸借契約及び大規模改修について、引き続き建物所有者との協議を継続する。
③	地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携を取りながら、入居者一人ひとりに合わせた対応を行う。	親族や関係機関と連絡を取りながら入居者本人の意思を尊重し、配慮の行き届いた対応を行った。	修繕、補修等を迅速に実施するとともに、入居者対応等についても関係機関と連携を取りながら対応していく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	うち指定管理者制度または業務委託を実施しているのは21区(台東区のみ直営)

議会(要旨) 平成23年三定 借上げ住宅の今後のあり方検討について
平成24年一定 高齢者住宅事業の拡大について
高齢者住宅の借上げ契約年数について
高齢者住宅の需要に対する区の考えについて

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	白井	内線	2616		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-09-02	遺族会補助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 44 年度	根拠	荒川区遺族会補助金交付要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和3 年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の厚生及び精神的慰謝を図ることを目的とする。						
対象者等	荒川区遺族会会員98名（R2.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族等						
内容	1 補助対象事業 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 戦没者追悼式、都内巡拝事業その他の事業の実施に関すること。 (4) 全国戦没者追悼式等の参列者の募集に関すること。 (5) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (6) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 2 令和元年度主要事業 (1) 荒川区戦没者追悼式 令和元年10月17日 サンパール荒川 (2) 都内巡拝 令和元年12月5日 靖国神社、遊就館 (3) 追悼式・慰霊事業の周知（千鳥ヶ淵・全国・東京都戦没者追悼式、慰霊巡拝等）						
経過	○昭和44年から午前は仏教会主催の行事、午後は区主催の慰安激励大会（映画上映）を実施 ○平成8年から戦後50年を機として、遺族会主催で戦没者追悼式を開催し、区が補助金（300,000円）を出すこととなった。 ○平成10年度より、補助金額270,000円に減額 ○平成12年度より、補助金額256,500円に減額 ○平成15年度より、補助金額247,000円に減額 ○平成16年度以降、補助金額247,000円 ○平成17年度より、仏教方式から献花方式に変更し、現在に至る。						
必要性	戦没者遺族の精神的慰謝を図るため必要な事業である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 追悼式参加率（%）	31	37	38	40	38	（参加者数÷区会員数）
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	遺族会会員の高齢化が進み、事業参加者が減少傾向にあるが、戦没者遺族の精神的慰謝を図る意義は大きいと見られ、現状規模で継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		247	247	247	247	247	247	247
決算額 (2年度は見込み)		247	247	247	247	247	247	247
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	会員数 (4月1日現在、人)	168	159	139	121	108	99	98
	追悼式参加数 (人)	48	57	52	41	42	40	40
	都内巡拝 (人)	9	14	7	18	12	9	10
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	1,411	2,218	807	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	247	247	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	80	125	45	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,738	▲ 2,590	▲ 852
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,738	2,590	852	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,738	▲ 2,590	▲ 852
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,738	▲ 2,590	▲ 852

備考

補助費等は、遺族会への補助金である。

問題点・課題

○会員の高齢化により年々退会者が増加している。会員の世代交代、新規加入者が増加する見込みが少ない。また、遺族会の役員も平均年齢83.8歳と高齢となっている。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	総会、追悼式、都内巡拝の参加者は年々減少している。今後、どのような形式で行うか他区の実施状況を確認しながら検討を行う。	高齢化している会員の負担を軽減するため、追悼式と同日に開催していた総会を第1回役員会と併せての開催に変更した。	追悼式、都内巡拝の参加者は、減少している。今後、実施時期など検討を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、足立区、江戸川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、杉並区、練馬区
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	瀬川	内線	2614			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-16-01	受験生チャレンジ支援貸付事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 23 年度	根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	支援実施要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び、高等学校、大学等の受験費用を準備できない低所得世帯に対して、これらに係る必要な資金を貸付けるための申込手続、償還等の相談及び支援を実施することにより、低所得世帯の子供を支援することを目的とする。							
対象者等	中学3年生、高校3年生等（高校・大学等中途退学者、浪人生等を含む）の子どもがいる一定所得以下の世帯							
内容	<p>子どもの学習塾等の受講費用や、高等学校及び大学等の受験料として必要な資金を無利子で貸付けるための申込手続、償還等の相談及び支援を実施する。（荒川区社会福祉協議会に業務委託）</p> <p>1 学習塾等受講料貸付金 入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料を貸付。 対象：中学3年生、高校3年生等 貸付限度額：200,000円</p> <p>2 受験料貸付金：高等学校及び大学等の受験料を貸付。 (1) 対象：中学3年生等 貸付限度額：27,400円（1校あたり23,000円まで、4回分の受験料まで貸付可） (2) 対象：高校3年生等 貸付限度額：80,000円（回数制限なし）</p> <p>◆審査・決定機関：東京都社会福祉協議会</p>							
経過	平成20年7月	東京都と荒川区において生活安定応援事業（「就職チャレンジ支援事業」「生活サポート特別貸付事業」「チャレンジ支援貸付事業」）委託契約締結						
	平成20年8月	荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結						
	平成20年8月19日	生活安定応援事業開始						
	平成23年3月末	平成22年度をもって生活安定化総合対策事業終了（3カ年の時限事業及び国に類似の事業があるため）						
	平成23年4月	「チャレンジ支援貸付事業」については、相談件数等も多く、他の類似制度も整備されていないため、新たに「受験生チャレンジ支援貸付事業」開始						
必要性	国の低所得者・離職者対策事業として全国的に実施している事業であり、低所得者世帯の子供を支援するために必要な事業である。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施。（委託料 7,895,806円）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	相談件数（件）	895	710	822	800	800	
	②	貸付支援件数（件）	234	175	191	200	200	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進		推進						
利用者からも好評で、教育の格差是正にも寄与するため、引き続き推進していく。								

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		6,500	6,795	6,770	6,770	6,790	6,802	7,931
決算額(2年度は見込み)		6,500	6,794	6,770	6,770	6,790	6,801	7,931
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	チャレンジ支援貸付(人)	214	211	239	234	175	191	200
	相談件数	881	771	964	895	710	822	800
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	業務委託	6,790	委託料	業務委託	6,801	委託料	業務委託	7,931

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,069	1,952	▲ 117	地方税	0	0	0	
	物件費	6,790	6,801	11	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	6,789	6,801	12	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6,789	6,801	12	
	賞与・退職給与引当金繰入額	117	110	▲ 7	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,187	▲ 2,062	125	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	8,976	8,863	▲ 113	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,187	▲ 2,062	125	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,187	▲ 2,062	125		

備考 行政費用の物件費は荒川区社会福祉協議会への業務委託料である。行政収入は都からの補助金である。

問題点・課題 ○制度についての区民に対する周知活動及び方法を、今後一層充実させる必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	学校以外にも保護者に対する直接的な周知が図れるよう、ポスター掲示やリーフレットの設置などを定期的に行っていく。	本庁舎正面玄関ロビーにリーフレットやポスターを設置。また今年度新たにツイッターやフェイスブックでの制度周知を図った。	区営掲示板や自転車等駐車場へポスターの掲示を行うとともに、区報や社協広報誌での周知を図る。
②	区内中学校等との連携を継続し、保護者への直接の制度周知を図る。	社会福祉協議会の職員が区内中学校、高等学校の校長会に出席して制度説明を行い、保護者への周知の協力を求めた。	区内中学校、高等学校の協力を継続して得ながら、保護者への直接の制度周知を図る。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	社会福祉協議会へ委託実施 13区、直営 9区
議会(要旨)状況	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	災害援護資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	瀬川	内線	2614		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	23 年度	根拠	災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	支給条例、特別災害援護資金貸付要綱			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	地震・津波などの自然災害で負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行う。						
対象者等	災害を原因として、下記のいずれかに該当する区民 (1) 世帯主が概ね1か月以上の療養を有した世帯 (2) 自身が所有し、居住する住居が全壊(全焼)又は半壊の被害を受けた世帯 (3) 現に居住する住居内における家財がその総額の3分の1以上の被害を受けた世帯						
内容	1 貸付の種類と限度額 国制度…法律に基づく区条例により、住居・家財の損害状況に応じ150万円から350万円までを貸付 都制度…都の要綱に基づく区の要綱により、国制度の上乗せとして150万円まで貸付 2 所得制限 4人世帯の場合、総所得が730万円未満（世帯の人数に応じて制限額が定められている） 3 利率 国制度…年1.5%、都制度…年0.5%（保証人を立てた場合は国・都制度ともに無利子） 4 償還期間 10年以内(据置期間3年) ※東日本大震災に起因する被害に対する貸付の償還期間は13年以内（据置期間6年） 5 申請期限 東日本大震災に起因する被害に対する支援申請は令和3年3月31日まで 6 災害弔慰金等支給審査会 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、必要に応じて審査会を設置する。						
経過	平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、都内被災者は「災害救助法」の適用を受けた。 国は、平成23年5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等を公布・施行し、災害援護資金に関しても特例措置を講じた。 都においても、震災による被災状況が甚大であることから、東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき、荒川区特別災害援護資金貸付要綱が制定され、国の災害援護資金のみでは必要資金が不足する世帯に対し、不足部分の貸付を行うことになった。 【荒川区生活再建支援事業（H23年度のみ単年度事業）】 災害援護資金貸付とは別事業として、東日本大震災で住家に全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、その被災状況が災証明等で確認できる世帯で、生活の再建のため住宅の購入、補修、賃借等を行った世帯の世帯主を対象に費用を補助。→実績：賃借…23世帯（補助額計4,542,160円）、補修…1世帯（補助額152,250円）※東京都による2分の1の補助有。						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	法令事務事業であるため、法令等に基づき、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		3,200	3,200	3,200	3,200	—	—	—
決算額 (2年度は見込み)		0	0	0	0	—	—	—
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	災害援護資金貸付件数	0	0	0	0	0	0	0
	生活再建支援事業・賃借世帯数	0	0	0	0	0	0	0
	生活再建支援事業・補修世帯数	0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
貸付金		0	貸付金		0	貸付金		0

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
行政費用	給与関係費	940	1,331	391	地方税		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	53	75	22	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 993	▲ 1,406
	その他行政費用				金融収支差額 (d)		
	行政費用合計 (b)	993	1,406	413	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 993	▲ 1,406
特別費用 (g)				特別収入 (f)			
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 993	▲ 1,406	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。貸付対象となる災害の発生が無く、貸付実績は無かったため、物件費等は発生していない。

問題点・課題

○災害援護資金貸付事業は、被災者の生活再建において重要な役割を担う制度である。特例措置により貸付要件等が緩和されたところではあるが、貸付であるため被災者に返済の負担があることから、他の支援制度の周知など、被災者への総合的な情報提供を行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東日本大震災に起因する被害に対する貸付申請期間が令和元年度まで延長された。必要に応じて対応していく。	申請及び問い合わせは0件であった。	災害が発生し災害救助法の適用を受けた場合は、申請及び問い合わせに迅速に対応していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	社会福祉協議会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	廣重	内線	2612			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-09-01	社会福祉協議会補助						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 39 年度	根拠	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	区が、荒川区社会福祉協議会が実施する社会福祉活動に要する経費の一部について、補助金を支出することにより、民間による地域福祉活動を育成・促進し、公私の協力による地域福祉活動の充実を図り、区民福祉に寄与することを目的とする。							
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会（所在地：荒川区南千住1-13-20） 設置根拠：社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会） 職員数：149名（常勤職員82名、非常勤職員67名）※令和2年4月1日現在							
内容	荒川区社会福祉協議会の職員人件費及び事業費等に要する経費に対し、補助金を4半期毎に支出する。 [補助事業] 1 社会福祉協議会職員人件費…常勤10名、非常勤2名 2 ボランティア活動推進事業費…機関誌「あらんてあ」発行、ボランティア講座、福祉まつり開催等 3 重度心身障害者（児）レクリエーション事業費…会食の実施等 4 福祉サービスあんしんサポート事業費…福祉サービスの利用援助、成年後見制度推進機関事業経費等 5 在宅福祉サービス事業費…職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等 6 福祉のしごとフェア事業費…福祉の仕事に関する就職面接・相談会の開催 7 ふれあい粋・活（いきいき）サロン事業費…区民の健康づくりや介護予防活動を支援するサロンの開催							
経過	昭和39年 社会福祉事業法に基づく特殊法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成 5年 在宅福祉サービス事業開始 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 荒川区福祉公社の解散に伴い事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成24年 福祉のしごと面接・相談会の開始							
必要性	荒川区全体に地域福祉を充実させるために、民間福祉団体の中心的存在である荒川区社会福祉協議会の担う役割が大きなものとなっている。今後もボランティア活動や福祉サービスをより一層充実させていくために、荒川区社会福祉協議会に対し、運営経費の一部を補助することは必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	2,908	2,761	2,593	2,800	3,100	会費が年額千円の正会員および2千円以上の特別会員数の合計
	②	ボランティア登録者数	8,421	7,296	7,103	7,700	8,500	荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
③	社会福祉協議会での権利擁護等相談件数	4,252	4,331	4,259	4,300	4,700	あんしんサポートへの権利擁護・成年後見に関する問い合わせ件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続 社会福祉協議会は地域福祉向上の一翼を担っておりその役割は大きい。時代に即した事業展開が図られるよう変化に対応した事務事業の見直しや適切な組織運営について問題提起や助言を行っていく。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		135,271	147,319	152,662	149,072	146,638	144,366	197,008
決算額(2年度は見込み)		131,918	144,130	145,508	138,310	139,941	142,495	197,008
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
個人会員数(人)		3,226	3,150	3,025	2,908	2,761	2,593	2,800
団体会員数(団体)		136	143	132	141	128	128	140
ボランティア登録者数		1,121	7,396	7,691	8,421	7,296	7,103	7,700

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	社協職員人件費	74,147	負担金補助等	社協職員人件費	75,393	負担金補助等	社協職員人件費	87,277
	ボランティア活動推進事業・人件費	11,260		ボランティア活動推進事業・人件費	11,454		ボランティア活動推進事業・人件費	17,901
	地域コーディネーター人件費	2,617		地域コーディネーター人件費	2,619		地域コーディネーター人件費	22,155
	重度心身障がい者(児)レクリエーション事業	1,250		重度心身障がい者(児)レクリエーション事業	1,251		重度心身障がい者(児)レクリエーション事業	1,282
	福祉サービスあんしんサポート事業	15,473		福祉サービスあんしんサポート事業	14,920		福祉サービスあんしんサポート事業	26,683
	在宅福祉サービス事業	35,077		在宅福祉サービス事業	36,713		在宅福祉サービス事業	41,560
	福祉のしごとフェア事業	118		福祉のしごとフェア事業	145		福祉のしごとフェア事業	150

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,881	2,662	781	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	7,612	7,270	▲ 342	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	139,941	142,495	2,554	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	7,612	7,270	▲ 342	
	賞与・退職給与引当金繰入額	106	150	44	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 134,316	▲ 138,037	▲ 3,721	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	141,928	145,307	3,379	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 134,316	▲ 138,037	▲ 3,721	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 134,316	▲ 138,037	▲ 3,721		

備考

【実績の推移】ボランティア登録数について、26年度はボランティア団体数を表示している(27年度からカウント方法を変更)。行政費用では、社会福祉協議会への補助金として、補助費等が多くかかっている。

問題点・課題

○社会福祉協議会は地域福祉向上の一翼を担っており、その役割は大きい。時代に即した事業展開が図られるよう、事務事業の見直しや適切な組織運営について問題提起や助言を行い、連携して地域福祉の向上に取り組んでいく。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	30年度に引き続き、既存事業の見直し改善を行い、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図るよう助言等を行う。	既存事業の見直し改善に向けて、検討を行った。	引き続き区と社協で連携し、既存事業の見直し改善を行うなど、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。
②	引き続き、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。	荒川ボランティアセンターにおける人員体制等について、検討を行った。	地域コーディネーターの増員について補助を行った。引き続きボランティアセンターについて、見直し改善を行っていく。
③	引き続き、成年後見制度の積極的な活用が図られる体制について、検討を行っていく。	あんしんサポートあらかわの人員体制や助成制度等について、検討を行った。	成年後見報酬助成を拡大するため補助を行う。引き続き成年後見制度の積極的な活用について、検討を行っていく。

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会要旨

議会の要旨

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	福祉部分室管理費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	廣重	内線	2612			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-10-01	福祉部分室管理費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	11 年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	福祉部分室を適切に維持・管理するため、建物の保守点検及び維持補修を行う。							
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会及び区民							
内容	<p>福祉部分室は、荒川区社会福祉協議会が、行政財産使用許可によって本部として使用している。また福祉部分室は、南千住第三幼稚園と併設しているため、施設の管理は教育委員会と協議して行っている。</p> <p>[管理費]</p> <p>1 光熱水費（荒川区社会福祉協議会負担）</p> <p>2 エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検、自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定、建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃</p> <p>3 維持補修 建物及び付帯設備等の修繕等</p>							
経過	<p>平成10年5月 南千住図書館が移転</p> <p>平成12年2月 旧南千住図書館を教育委員会から引継ぎ、福祉部分室とする 福祉部分室に社会福祉協議会事務局移転</p> <p>平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承</p> <p>平成23年4月 分室管理費に対する区と社会福祉協議会の負担分の割合を次のとおりとした。 区負担：保守委託等及び建物の修繕等工事費 社会福祉協議会：光熱水費</p>							
必要性	施設の適切な維持・管理のため必要である。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>[分室管理費のみ直営]</p> <p>区負担：保守委託等及び建物の修繕等工事費 社会福祉協議会負担：光熱水費</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	年間利用者数	26,000	25,000	24,000	25,000	27,500	区内在住・在勤・在学の方
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続						
関係部署と協力しながら、保守や建物修繕など必要な経費を管理・調整し、施設の適切な維持・管理に努める。								

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		4,203	4,859	4,992	4,473	4,325	34,759	4,736
決算額（2年度は見込み）		3,987	4,342	3,879	4,241	3,999	25,224	4,736
実績の推移	事項名（2年度は見込み）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	工事請負費（単位：円）	0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
平成30年度（決算）			令和元年度（決算）			令和2年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	電気	2,398	需用費	電気	1,803	需用費	電気	2,383
委託料	ガス	15	委託料	ガス	14	委託料	ガス	16
	水道	248		水道	252		水道	251
	家屋等修繕費	207		家屋等修繕費	2,898		家屋等修繕費	813
	エレベーター保守管理	804		エレベーター保守管理	811		エレベーター保守管理	819
	その他保守点検業務	217		保守点検、樹木剪定等	528		その他保守点検業務	276
	樹木剪定等	112		トイレリニューアル工事	18,918		樹木剪定等	178

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	行政収入	勘定科目		30年度	元年度	差額
	給与関係費		1,881	2,662	781		地方税		0	0	0
物件費		3,792	3,408	▲ 384	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		207	2,898	2,691	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		2,793	2,793	0	その他		2,661	1,923	▲ 738		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		2,661	1,923	▲ 738		
賞与・退職給与引当金繰入額		106	150	44	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 6,118	▲ 9,988	▲ 3,870		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		8,779	11,911	3,132	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 6,118	▲ 9,988	▲ 3,870		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 6,118	▲ 9,988	▲ 3,870		

備考

令和元年度の物件費の内訳は、委託料（設備保守点検等）1,339千円、光熱水費2,069千円である。その内、光熱水費については、社会福祉協議会負担分として収入している（行政収入その他）。

問題点・課題

○昭和47年に建てられた建物であるため老朽化が進んでいる。関係部署と協力しながら、修繕等を行い、施設を有効利用していく。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	老朽化による修繕工事や照明器具修繕等を営繕課や教育委員会などの関係部署と協力しながら行っていく。	3階トイレのリニューアル工事及び照明器具の修繕を実施した。	引き続き、関係部署と調整、協力しながら、建物維持に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	廣重	内線	2612			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-13-01	福祉サービス第三者評価事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	15年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	福祉サービスの内容や組織のマネジメント能力等の評価に関する情報を提供することにより、利用者の意向に沿った福祉サービス選択への支援と、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、利用者本位の福祉を実現する。							
対象者等	区立施設は高齢者・障がい者分野21施設が対象。民間立施設は地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する介護施設が対象（令和2年4月1日現在22施設）。なお、子ども家庭分野は子ども家庭部が所管。							
内容	1 実施方法	事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う事業評価と施設の利用者に対するアンケートによって行う利用者調査がある。						
	2 評価結果の公表	区のホームページのほか、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ、「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表される。						
経過	平成16年度	東京都福祉サービス評価推進機構が定めた評価対象サービスを行う全ての区立施設が評価を受け、本格的に事業がスタート（通所介護6施設、障がい者関係7施設、認可保育所19園）。民間立施設は認知症対応型共同生活介護3施設が評価を受けた。						
	平成19年度～	指定管理者制度を導入している区立施設のうち、東京都が定める第三者評価対象サービスを行う施設が評価を受けた。また、第三者評価対象外のサービスを行う施設は、区独自の利用者調査を受けた。						
	平成27年度～	小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、国の基準改正により第三者評価を受ける義務規定がなくなったが、第三者評価の目的に鑑み、引き続き評価を受けるための費用補助を行うこととした。						
	平成31年度～	都の方針に基づき、小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の補助金ついて、1事業所あたり上限200千円（補助率1/2）で費用補助を行う。						
必要性	各施設のサービス内容や質について、第三者である評価者（東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関）が分析評価した情報を公表することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため必要性は高い。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
	区立施設：区が評価機関へ委託し実施。 民間立施設：対象施設が評価機関へ委託し実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	評価受審施設数 (区立高齢者・障害者施設)	12	9	0	17	0	目標値は実施計画に基づき算出
	②	評価受審施設数 (民間立施設)	10	12	10	27	32	目標値は第7期整備目標施設数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進	推進	第三者からの評価を受けて、各事業所が自ら福祉サービスの質をさらに向上していくと共に、区民が自分に合った福祉サービスを利用するための情報源となるよう、第三者評価を積極的に活用する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		8,951	14,129	7,600	7,159	9,323	7,913	16,045
決算額(2年度は見込み)		5,806	10,674	4,484	6,846	8,423	3,518	16,045
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
区立高齢者関係施設 受審数		0	14	0	8	6	0	11
区立障がい者関係施設 受審数		0	8	0	4	3	0	6
民間立施設 補助金交付件数		17	12	12	10	12	10	27

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	区立9施設	4,140	負担金補助等	認知症対応型共同生活介護16施設	3,518	委託料	区立17施設	7,645
負担金補助等	認知症対応型共同生活介護11施設	4,063		小規模多機能型居宅介護8施設	0	負担金補助等	認知症対応型共同生活介護15施設	6,000
	小規模多機能型居宅介護1施設	220		定期巡回・随時対応型訪問介護看護3施設	0		小規模多機能型居宅介護9施設	1,800
							定期巡回・随時対応型訪問介護看護3施設	600

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,881	2,662	781	地方税	0	0	0	
	物件費	4,140	0	▲ 4,140	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	11,270	7,500	▲ 3,770	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	4,283	3,518	▲ 765	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	11,270	7,500	▲ 3,770	
	賞与・退職給与引当金繰入額	106	150	44	行政収支差額(a)-(b)=(c)	860	1,170	310	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	10,410	6,330	▲ 4,080	通常収支差額(c)+(d)=(e)	860	1,170	310	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	860	1,170	310		

備考 行政費用のうち、物件費は区立施設の第三者評価業務委託料であり、補助費等は民間立施設に対する第三者評価受審にかかる補助金である。元年度は受審周期(3年間の指定管理期間のうち2年目、5年間の指定管理期間のうち2年目と4年目に受審)にあたる区立施設がなかったため、物件費は0円となっている。

問題点・課題 ○第三者の目による評価結果を幅広く利用者や事業者公表し、利用者のサービス選択や事業者のサービスの質の向上に活用してもらうためにも、第三者評価制度の周知等について、検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者への制度の周知を充実するため、関係各課に協力を依頼し、関係施設に情報提供する等の検討を行う。	関係各課に協力を依頼し、関係施設に情報提供を行い、利用者への制度の周知の充実を図った。	引き続き、関係施設への情報提供や区ホームページを通じて、利用者へ制度の周知を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)			
		福祉サービス第三者評価のうち認知症対応型共同生活介護は22区で実施、小規模多機能型居宅介護は18区、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は10区で実施(平成30年度東京都福祉サービス第三者評価実績)		

議会(要旨)質問状	平成16年4定 介護事業者の実態調査について	
	平成15年2定	区立・民間立施設の第三者評価実施状況について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-14	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事			
事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野				
		担当者名	肥塚	内線	2611				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-19-01	高齢者保健福祉計画策定事務費							
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 2年度 <input type="checkbox"/> 元年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	13 年度	根拠	老人福祉法20条の8・介護保険法117条					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画					
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	13	福祉の基盤整備						
目的	荒川区高齢者プランは、今後の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を整理するとともに、将来を見据えた計画として、老人福祉法第20条の8に基づく区市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく区市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定し、3年に1度改定するものである。								
対象者等	すべての高齢者等								
内容	<p>令和2年度は、計画期間を令和3年度～5年度とする「第8期荒川区高齢者プラン」を策定する。</p> <p>第8期荒川区高齢者プランは、第7期荒川区高齢者プランにおいて、地域包括ケアシステムの5本柱に沿って設定した5つの基本方針（下記参照）を継承するとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年（第9期荒川区高齢者プランの中間年）を見据えた施策等を検討し、策定する。</p> <p>【基本方針1】高齢者の社会参加の促進と生活支援の推進（生活支援）</p> <p>【基本方針2】介護予防と重症化予防の推進（介護予防）</p> <p>【基本方針3】介護サービスの充実（介護）</p> <p>【基本方針4】高齢者の住まいの確保（住まい）</p> <p>【基本方針5】在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療）</p> <p>※（ ）は地域包括ケアシステムの5本柱</p>								
経過	平成12年3月	荒川区高齢者プラン策定（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」）5ヵ年計画（～16年度）							
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）						
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）						
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H21～H23年度）						
	平成24年3月	第5期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H24～H26年度）						
	平成27年3月	第6期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H27～H29年度）						
	平成30年3月	第7期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H30～H32年度）						
	令和 3年3月	第8期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（R03～R05年度）						
必要性	老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。								
実施方法	（ <input type="checkbox"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 令和元年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査ほか各種調査の結果等を踏まえ、介護保険サービス量の推計、保険料の算定のための財政分析を行い、プランの方向性を検討、策定する。								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)	
	①	日常生活圏域ニーズ調査（対象者数：人）				2,500			プラン策定の前年度に調査を実施（介護保険課）
	②	"（有効回収数：人）				1,663			"
③	"（有効回収率：%）				66.4			"	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
2年度	3年度								
推進	推進		第7期荒川区高齢者プラン(平成30～32年度)を引き続き推進していく。令和元年度に各種調査・分析を実施し、令和2年度は第8期荒川区高齢者プラン(令和3～5年度)を策定する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		4,287	0	0	4,584	-	-	4,548
決算額(2年度は見込み)		4,270	0	0	4,408	-	-	4,548
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
						委託料	策定支援委託	3,080
							区報作成委託	675
							新聞折込委託	421
							声の区報作成委託	46
							封入配布委託	304
						一般需用費	消耗品費	22

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	勘定科目		30年度	元年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	2,662	2,662	地方税				
	物件費				国庫支出金					
	維持補修費				都支出金					
	扶助費				分担金及び負担金					
	補助費等				使用料及び手数料					
	減価償却費				その他					
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0		
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	150	150	行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲2,812	▲2,812		
	その他行政費用				金融収支差額(d)					
	行政費用合計(b)	0	2,812	2,812	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲2,812	▲2,812		
	特別費用(g)				特別収入(f)					
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲2,812	▲2,812		

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。令和元年度は高齢者プラン策定年度ではなかったため、物件費等は発生していない。

問題点・課題

○第8期荒川区高齢者プランは将来を見据え、地域包括ケアシステムを一層深化・推進していくため、的確な現状把握に基づいた分析を行うとともに、区民の意見を積極的に反映し、計画を策定する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	第7期プランを推進し、進行管理を行う。次期プラン策定に向けた準備を行う。	第7期プランを推進するとともに、第8期荒川区高齢者プラン策定の基礎資料となる各種調査を実施した。	関係各部課と連携するとともに、パブリックコメント等により、区民の意見を反映した第8期高齢者プランを策定する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会(要旨)質問状況	平成23年二定 高齢者プラン策定について(在宅介護の負担軽減策、介護予防の充実) 平成26年度11月会議 第6期高齢者プランについて 平成26年度2月会議 高齢者福祉対策について・第6期高齢者プランについて 平成29年度11月会議 第7期高齢者プランについて 平成29年度2月会議 第7期高齢者プランについて		

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	社会福祉法人指導監査及び障害児通所等指導検査事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	増井・鈴木	内線	2617			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-20-01	社会福祉法人指導監査及び障害児通所等指導検査事業費						
事務事業の種類	● 新規事業（● 2年度 ○ 元年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 ● 平成 ○ 令和	25 年度	根拠	社会福祉法、児童福祉法、障害者総合支援法、				
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● 無	年度	法令等	荒川区社会福祉法人指導監査実施要綱等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	法令、通知等で定める法人及び事業者が提供する社会福祉サービスの実施状況等について個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導及び是正の措置を講ずることで、適正な法人運営や社会福祉事業の健全な経営の確保と指定障害児通所給付費等の支給及び施設運営の適正化を図り、荒川区における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。							
対象者等	1 荒川区長が所轄庁である社会福祉法人（6法人） 2 荒川区内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等（223事業者）							
内容	1 社会福祉法人に対する指導監査 ・国基準の社会福祉法人指導監査ガイドラインに基づき、法人の運営管理及び会計経理等に関する指導監査を実施する。1法人に対し、周期的（原則3年に1回）に行う一般監査と重大な問題を有する法人を対象に随時行う特別監査がある。【指導監査対象法人：主たる事業者が荒川区内にあり、その行う事業が荒川区の区域を超えない法人】 ・指導監査の他に、社会福祉法人の設立認可及び定款変更認可等を行う。また、社会福祉法人からの申請に基づき、税額控除証明書を発行する。 2 指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査 ・法令等で定める最低基準及び指定基準等に定めるサービス内容（人員、設備、運営）及び介護給付費等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として指導検査を実施する。							
経過	1 社会福祉法人に対する指導監査 平成25年度 地域主権改革に伴い、社会福祉法が改正され、社会福祉法人指導監査及び法人設立等の認可事務について、荒川区長が所轄庁である社会福祉法人に限り、区へ移譲され、当該年度から社会福祉法人に対する指導監査を区が開始した。 平成29年度 社会福祉法改正に伴い、「荒川区社会福祉法人指導監査実施要綱」を改正し、細部の指針を定めた「荒川区社会福祉法人指導監査実施要領」を策定した。また、定期的実施する「一般監査」の周期が、「2年に1回」から「3年に1回」へと延長された。 2 指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査 令和2年度 令和2年7月1日に児童相談所設置市事務が東京都から移管されることに伴い、児童福祉法に基づく当該事業者に対する指導検査を実施する。							
必要性	法令に基づき必置である。							
実施方法	（一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 社会福祉法人に対する指導監査の事務の一部をCTS監査法人に委託している。 指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査の事務の一部を指定事務受託法人に委託予定。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	指導監査実施法人数（社会福祉法人）	3	1	3	2	2	対象法人：6法人 一般監査周期：1法人3年に1回
	②	指導検査実施事業者数（指定障害児通所支援事業者等）			2	12	27	区が指定権限を有する事業者等
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
継続	継続	法定事務事業であるため、法令等に基づき、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							—	1,849
決算額 (2年度は見込み)							—	1,849
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	指導監査実施法人数	4	3	3	3	1	3	3
	指導検査実施事業者数						2	12
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						報酬	委員謝礼	160
						需用費	食糧費	6
						委託料	監査・検査業務委託	1,683

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額			30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費		10,370		地方税				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額		585		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲10,955	0	0
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	0	10,955	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲10,955	0	0
特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲10,955	0	0	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。当該事業は令和2年度からの新規事業のため、物件費等は発生していない。

問題点・課題

【社会福祉法人の会計事務処理】
社会福祉法人の会計事務は、厚生労働省が発出する通知に則り、処理しなければならない。
指導監査では、法人が当該通知も含め、記載内容に則していない処理をしている事例が散見されることから、支援を行う必要がある。
【指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査開始に伴う懸念】
今年度に東京都から移管を受けて実施するものであるが、ノウハウを積む必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	社会福祉法人制度改革を受けて、社会福祉法人が円滑な法人運営等を行うように、監査時外においても、助言及び支援を実施する。	監査法人職員を講師として、法人等を対象とした会計研修を開催し、また、区独自の事務処理手引を作成し、区HPで公開した。	指導監査での指摘及び助言に対する改善に向けた方策について、所轄庁として引き続き助言及び支援を実施する。
②	都が実施する区内の障害サービス事業所等への指導検査に同行し、ノウハウを積んだ。	都と共に合同検査を実施し、一連の検査業務を実施した。	区単独で実施することから、検査の効率性等を高めるために、業務の一部委託を実施する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	・社会福祉法人指導監査については、22区で実施している。 ・指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査については、18区で実施している。(平成30年度)

議会議事要旨

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	地域福祉計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	吉川	内線	2612		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-18-01	地域福祉計画策定事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和 2 年度	根拠	社会福祉法107条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	荒川区基本構想が目指す将来像「幸福実感都市あらかわ」を実現に向け、荒川区に住む人誰もが安心して生活できる、地域共生社会を推進するため、「荒川区地域福祉計画」を策定する。						
対象者等	区民等						
内容	荒川地域福祉計画（令和3年3月策定予定） <input type="radio"/> 想定計画期間 令和3年度～令和7年度 <input type="radio"/> 内容 本計画を社会福祉法の規定にもとづく地域福祉計画として、地域の福祉について区の基本構想および基本計画の方針を実現し、地域福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにする。 また、荒川区基本構想が目指す将来像「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、本計画を保健福祉分野の上位計画として位置づける。						
経過	<input type="radio"/> 平成 5年5月 荒川区地域福祉計画策定（7ヵ年計画） <input type="radio"/> 平成12年3月 平成12年度からの介護保険制度の施行、新たな「荒川区基本構想」の策定等を踏まえ、「荒川区地域福祉計画」を見直し、荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」）を策定した。 <input type="radio"/> 平成28年5月 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の可決を受け、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、これまで任意とされていた区市町村における地域福祉計画の策定が努力義務になった（社会福祉法第107条）。						
必要性	<input type="radio"/> 社会福祉法第107条に基づく、策定の努力義務がある。 <input type="radio"/> 地域福祉を取り巻く現状や多様化するニーズに対する包括的な支援体制の推進のため、計画の策定が必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 策定支援業務を委託し、策定委員会において検討、策定する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	荒川区地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）を策定する。					

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
予算額						-	9,410	
決算額 (2年度は見込み)						-	9,410	
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
			報償費	策定委員報酬	0	報償費	策定委員報酬	434
			需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	28
			委託料	策定支援業務委託	0	委託料	策定支援業務委託	6,160
				区報作成・新聞折込等	0		区報作成・新聞折込等	1,446
				冊子作製委託	0		冊子作製委託	1,326
			使用料等	会議室使用料等	0	使用料等	会議室使用料等	16

行政コスト計算書	勘定科目	30年度	元年度	差額	勘定科目	30年度	元年度	差額
	給与関係費		1,331		地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額		75		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	▲ 1,406	0
	その他行政費用				金融収支差額 (d)			
行政費用合計 (b)	0	1,406	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	▲ 1,406	0	
特別費用 (g)				特別収入 (f)				
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	▲ 1,406	0	

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。地域福祉計画の策定に向け準備を進めるにあたり、委託料等は発生しなかったため、物件費等は発生していない。

問題点・課題 関係各部課等と連携して、地域福祉計画の策定に向け検討する。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域福祉計画の策定に向け準備を進めた。	地域福祉計画の策定に向け準備を進めた。	関係各部課等と連携して、地域福祉計画を策定する。
②			
③			

他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
	未策定区：台東区、江東区、渋谷区

況 (要旨) 平成29年2月会議 荒川区地域福祉計画の策定について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-17		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	養護老人ホーム建設費助成		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
			担当者名	渡辺	内線	2618		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-10-01	養護老人ホーム建設助成費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	13年度	根拠	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		令和2年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。							
対象者等	<p><助成対象> 荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会</p> <p><入所対象者>概ね65歳以上で身寄りがなく又はあっても家庭の事情で十分な養護を受けられない方で、かつ、身の回りのことを自分でできる低所得の高齢者。区で入所手続を行う。</p>							
内容	<p>養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を補助対象ベッド数54床（総ベッド数60床－荒川区地元枠6床）で除した補助単価に、荒川区の確保床数11床を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p><施設概要>（施設名称）養護老人ホーム千寿苑 （住所）荒川区南千住3-5-13（敷地面積）725.03㎡（述べ床面積）1704.52㎡ （構造）RC造 地下1階 地上4階（総ベッド数）60床（荒川区ベッド数）17床 （荒川区枠11床＋地元枠6床）（開設年月日）平成14年4月</p> <p><補助金額>（建設費総額）514,950千円（法人負担額）171,183千円（床単価）3,000千円 （補助金総額）33,000千円（3,000千円×11床）</p>							
経過	<p>平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿泊所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。</p> <p>平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。</p> <p>平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。</p>							
必要性	養護老人ホームへ整備費の補助をし、区民の入所枠を確保することは必要なことである。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 平成13年度 一時金 5,680千円＋年賦金1,366千円＝7,046千円 平成14年度～令和2年度 年賦金1,366千円×19年＝25,954千円 合計 33,000千円							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	入居者延べ人数	28	19	18	18	20	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
継続	休止・完了	令和2年度を以って助成を完了する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
決算額 (2年度は見込み)		1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	確保ベッド数 (荒川区分措置者数(人))	17	17	17	17	17	17	17
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	平成13~32年度	1,366	負担金補助等	平成13~32年度	1,366	負担金補助等	平成13~32年度	1,366
	借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20	
	136,600,000×2/10÷20			136,600,000×2/10÷20			136,600,000×2/10÷20	

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	282	266	▲ 16	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	16	15	▲ 1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,664	▲ 1,647	17
	その他行政費用	1,366	1,366	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,664	1,647	▲ 17	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,664	▲ 1,647	17
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,664	▲ 1,647	17

備考
その他の行政費用は、施設整備費の補助金であり、20年間（令和2年度まで）の分割払いである。

問題点・課題
○ 入所を所管する高齢者福祉課と細やかな連携を図る。
○ 福祉避難所としての運営について、施設との協力体制を強化する。
○ 身体状況の変化によって特別養護老人ホームへの入所が適当となった場合に、速やかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。
○ 施設の老朽化に伴う修繕計画等の情報の共有化を図り、施設の状態を把握する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	入所者が安心して生活をする事ができるように施設や関係各課と連携を図りながら支援を行っていく。	入居状況を確認し、高齢者福祉課と連携して、適切に補助金の支出を行った。	
②	福祉避難所備蓄品の適切な維持管理ができるよう施設と連携を図りながら支援を行っていく。	災害備蓄食料品の保存年限を適切に管理するとともに、高齢者が食べやすいミキサー食の入替えの実施、MCA無線機の設置を行った。	MCA無線機の通信訓練をはじめ、福祉避難所に係る訓練を自主的に実施できるように連携・支援を行っていく。
③			

他区の実況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)
	台東区 (養護老人ホーム千寿苑に建設補助を行っている区)

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事												
事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野													
		担当者名	渡辺	内線	2618													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-07-01	区立特別養護老人ホーム経営支援補助																
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業													
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	20年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱														
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等															
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画													
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市															
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成															
	施策	05	高齢者の住まいの確保															
目的	区立特別養護老人ホームは介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。また、法人立特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設は補助対象外となっている。このため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。																	
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）																	
内容	<p>1 交付対象経費及び算定基準（東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を準用）</p> <p>(1) 基本分 327,000円（年額）※但し都制度の見直しを勘案し以下のとおり変更してきた。 平成22年度まで3,275,000円 ※平成23年度から毎年327,000円程度を減額 平成27年度1,637,000円 平成28年度1,310,000円 平成29年度 655,000円 平成30年度327,000円</p> <p>(2) 施設振興費 @2,700×入所定員×12か月 ※29年度は1/2減額 30年度から全額廃止</p> <p>(3) 小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12か月</p> <p>(4) 補助率 1/2</p> <p>2 交付額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">令和元年度決算額</td> <td style="text-align: center;">令和2年度予算額</td> </tr> <tr> <td>(1) グリーンハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">163,000円</td> <td style="text-align: right;">163,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) サンハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">6,703,000円</td> <td style="text-align: right;">6,703,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 花の木ハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">6,703,000円</td> <td style="text-align: right;">6,703,000円</td> </tr> </table>							令和元年度決算額	令和2年度予算額	(1) グリーンハイム荒川	163,000円	163,000円	(2) サンハイム荒川	6,703,000円	6,703,000円	(3) 花の木ハイム荒川	6,703,000円	6,703,000円
	令和元年度決算額	令和2年度予算額																
(1) グリーンハイム荒川	163,000円	163,000円																
(2) サンハイム荒川	6,703,000円	6,703,000円																
(3) 花の木ハイム荒川	6,703,000円	6,703,000円																
経過	<p>平成14年度まで 区委託料で、区立施設として運営</p> <p>平成15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営</p> <p>平成16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営</p> <p>平成19年度 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営</p> <p>平成20年度から 東京都が民設民営の特別養護老人ホームを対象に実施している補助制度を準用し、区立特別養護老人ホームに経営支援補助を開始</p> <p>平成29年度から 東京都要綱の施設振興費は、施設建設費資金借入金に対する返済の負担軽減を図る目的としているため、本要綱の補助対象経費項目を精査した結果、「施設振興費」を補助対象外とする。平成29年度は激減緩和措置のため1/2減額とする。</p> <p>平成30年度から 補助対象経費項目の「施設振興費」を全額廃止</p>																	
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。																	
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。																	
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明											
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)										
	①	補助施設	3	3	3	3	3	補助施設実績										
	②																	
③																		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																
2年度		3年度																
継続	継続	特別養護老人ホームは、介護報酬改定や従事職員の処遇など課題が多い。区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、平成20年度から準用している東京都の補助制度を継続して実施する。																

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		19,363	18,871	18,382	15,730	14,061	13,569	13,569
決算額 (2年度は見込み)		19,363	18,871	18,382	15,730	13,569	13,569	13,569
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	補助対象施設数 (施設)	3	3	3	3	3	3	3
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	13,569	負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	13,569	負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	13,569

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	282	266	▲ 16	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	13,569	13,569	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	16	15	▲ 1	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 13,867	▲ 13,850	17
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	13,867	13,850	▲ 17	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 13,867	▲ 13,850	17
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 13,867	▲ 13,850	17

備考

令和元年度：補助費等は、経営支援補助金額であり、前年度と同等の額を維持している。

問題点・課題

○ 効率的な施設運営等を目的として、法人等が利用料金制で運営をする指定管理者制度を導入している。
 ○ 施設間におけるサービスの質の差異を極力なくせるよう、情報共有しながら安定的な施設運営を行っていくことが課題である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	令和元年度の東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の額に変更がある場合は、区の経営支援補助金額も見直しを行う。	参考としている東京都の同趣旨の補助金が減額変更されたが、補助項目の違い、区施設の現状等に鑑み、現行の補助金額を維持した。	東京都の補助制度を注視するとともに、特養施設の現状を踏まえ、適切な補助金額等の検討を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	本区は利用料金制であり、指定管理料や委託料を支出していない。他区においては指定管理料や委託料を支出している区もあり、区立施設の安定的な運営を担保している。
議会議決(要旨)	議会議決(要旨)

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	特養およびサービスセンター管理 運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	渡辺	内線	2618			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（2年度）	01-02-01	家族介護支援事業費（福祉推進課）						
	01-11-01	事業費						
	01-11-02	営繕費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	6年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	（特養）家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供する。 （S C）在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施する。							
対象者等	・（特養・S C）介護保険法で定める利用基準に該当する者 ・（特養）家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 ・（特養）寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者							
内容	①（特養）生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること。 ②（特養）要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続の代行に関すること。 ③（特養）診療の補助、看護、保健衛生に関すること。 ④（特養・S C）日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること。 ⑤（特養・S C）身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること。 ⑥（特養・S C）健康管理に関すること。 ⑦（特養・S C）趣味・いきがい活動に関すること。 ⑧（S C）自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること。 ⑨（S C）送迎・入浴サービスの提供に関すること。 ⑩（S C）利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること。							
経過	①全ての施設とも、開業時から運営の社会福祉法人へ委託。②平成12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施。ショートステイ事業を通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。③平成15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。④平成16年度から特養とS C併設の3施設（グリーンハイム、花の木ハイム、サンハイム）は、施設を無償貸付。介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払うこととした。⑤平成18年度から単独S C6施設（町屋、西日暮里、南千住中部、荒川東部、西尾久西部、東日暮里）は指定管理者方式を導入した。⑥平成19年度から特養とS C併設の3施設は、指定管理者方式を導入した。⑦平成28年度に特養とS C併設の3施設の指定管理者公募選定を実施。⑧平成29年度からサンハイムは、指定管理者が変更。⑨平成30年度に単独S C6施設の指定管理者の更新を実施。⑩令和元年度にS C再編に伴いサンハイムS Cを廃止。⑪令和2年度から荒川東部S Cの指定管理者が変更。西尾久西部S C廃止							
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者にとって特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。また、在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） [区委託事項] 防災備蓄、建築物等定期点検等、地域交流事業、ボランティア活動支援事業、多目的ホール管理費。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	区立特養利用率(%)	94.6	94.5	94.3	95.0	95.0	
	②	区立デイサービス（一般）利用率(%)	71.9	69.9	65.6	75.0	75.0	
③	区立デイサービス（認知）利用率(%)	32.4	40.2	35.9	50.0	50.0		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続 施設・設備の老朽化が進んでおり、大規模修繕を順次、計画的に進めていく。						

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額	103,866	114,160	101,428	57,331	69,303	153,577	209,777
決算額(2年度は見込み)	88,139	81,466	83,373	47,435	57,599	141,401	209,777
実績の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
区立特養定員	206	206	206	206	206	206	206
区立特養ショートステイ定員	28	28	28	28	28	28	28
区立ディサービス(一般)定員	335	335	335	335	335	315	280
区立ディサービス(認知)定員	44	44	32	32	32	32	12

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	委員会報酬	320	報償費	委員会報酬	323	報償費	委員会報酬	68
需用費	委員会賄い費等	11	需用費	委員会賄い費等	12	需用費	委員会賄い費等	9
委託料	区委託事業(介護会計分)	1,175	委託料	区委託事業(介護会計分)	883	委託料	区委託事業(介護会計分)	1,050
委託料	区委託事業	16,106	委託料	区委託事業	34,526	委託料	区委託事業	29,364
工事請負費	西尾久SCトイレ改修	29,469	工事請負費	サンハイム昇降機改修等	88,253	工事請負費	グリーンハイム空調設備改修工事等	167,156
備品購入費	全自動洗濯脱水機・入浴リフト	9,351	備品購入費	介護ベッド(花の木ハイム)	15,481	備品購入費	グリーンハイム入浴リフト	8,943
その他	防災センター負担金、AEDリース及び不動産鑑定評価	1,167	その他	防災センター負担金、AEDリース及び検査費、消耗品(椅子)	1,923	その他	防災センター負担金、AEDリース、厨房排水用漏れ修繕	3,187

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	9,405	8,429	▲ 976	地方税	0	0	0	
	物件費	20,395	52,072	31,677	国庫支出金	512	512	0	
	維持補修費	0	7,710	7,710	都支出金	259	256	▲ 3	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	1,068	1,078	10	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	266,635	268,739	2,104	その他	256	463	207	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,027	1,231	204	
	賞与・退職給与引当金繰入額	530	475	▲ 55	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 297,006	▲ 337,272	▲ 40,266	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲ 1,516	▲ 633	883	
	行政費用合計(b)	298,033	338,503	40,470	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 298,522	▲ 337,905	▲ 39,383	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 298,522	▲ 337,905	▲ 39,383	

【支出】物件費：各施設への委託料35,410千円、備品購入費15,481千円、AED等140千円、消耗品費1,041円、維持補修費：東日暮里SC冷暖房工事7,710千円、補助費等：委員会報酬323千円、負担金755千円【収入】国庫、都支出金等：768千円、その他：地域支援事業繰入金256千円、千住中部SC返還金205円、自動車重量税2千円

問題点・課題
 ○ 福祉避難所における備蓄品等の整備については、特養・SCと連携しながら適宜、必要物品の配備を進めていく。
 ○ 施設の老朽化に伴い、今後、区立施設の大規模改修が必要となってくる。大規模改修を計画的に実施できるよう、その実施方法等について検討を進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区立SC再編に伴う利用者等への対応について、運営法人等と密に連携を図りながら混乱の無いよう進めていく。	サンハイムSCを廃止し、南千住中部SCと統合させた。また、荒川東部SCについては、指定管理者の選定を行った。	9施設から7施設に再編した区立SCの利用率の改善を図り、安定した施設運営を目指していく。
②	区立高齢者施設について、安定して安全な運営がなされるの施設の設備管理を含めて支援を行っていく。	サンハイムの昇降機の改修、花の木ハイムの介護ベッド入れ替え等を行い、安全性の確保及び安定した運営のための支援を行った。	新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、各施設が安全に継続して運営できるよう必要な支援を行っていく。
③	区立高齢者施設の大規模改修について、引き続き、改修方法等の具体策を検討していく。	区立高齢者施設の大規模改修について、改修方法等の検討を継続して行った。	区立高齢者施設の大規模改修について、引き続き、その改修方法等の検討を進めていく。

他区の実況
 (実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
 実施の12区(区立の特別養護老人ホームを有する区)
 (千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、北区、板橋区)

議会議決要旨

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-20	戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事					
事務事業名	福祉避難所整備事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	西田	内線	2618			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-18-01	福祉避難所整備事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度)		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	25 年度	根拠	災害対策基本法、荒川区地域防災計画				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区避難所運営基準				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者のうち、要介護度が高く、一次、二次避難所での生活が困難な避難者が避難するための福祉避難所を整備する。							
対象者等	在宅の要介護4又は要介護5の方							
内容	[福祉避難所（高齢者）指定施設] 15施設 ・各区立特別養護老人ホーム ・各区立在宅高齢者通所サービスセンター ・各法人立特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム「千寿苑」 ・老人福祉センター [収容人数] 上記対象者 約600人（付き添い家族介護者1名を合わせると約1,200人） [事業内容] ①荒川区地域防災計画に基づき、高齢者の福祉避難所（15施設）の整備 ②各福祉避難所指定施設との「福祉避難所の設置運営に関する協定書」の締結 ③福祉避難所指定施設用「福祉避難所の設置運営等に関するマニュアル」の策定及び改善 ④福祉避難所における災害備蓄品（食料品・消耗品・備品）の配備及び定期的な入替の実施 ⑤福祉避難所の開設運営等訓練の実施							
経過	平成25年12月	各福祉避難所指定施設との「福祉避難所の設置運営に関する協定書」の締結						
	平成26年 6月	特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川にて福祉避難所設置準備訓練の実施（区主催）						
	平成27年 6月	福祉避難所指定施設用「福祉避難所の設置運営等に関するマニュアル」の策定						
	平成28年 2月	特別養護老人ホームサンハイム荒川にて福祉避難所設置準備訓練の実施（区主催）						
	令和 2年 2月	福祉避難所にMCA無線機の設置及び通信訓練の実施（毎月1回実施）						
	随 時	災害備蓄品の追加配備及び入替 各福祉避難所指定施設にて自主的な開設運営等訓練の実施						
必要性	平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震による東京の被害想定」からも、最大被害時における区内の避難者数は94,000人を超えると想定されており、中でも災害弱者となる高齢者の避難する福祉避難所の整備は急務となっている。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> 委託 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 平成25年度 指定管理者の協定締結、災害備蓄品の配備 平成26年度以降 訓練の実施、災害備蓄品の配備							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	収容可能人員	600	600	600	600	600	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続						
首都直下地震は今後30年の間に70%の確率で発生するといわれており、災害時に高齢者等が避難する福祉避難所の整備・支援を継続的に行うとともに、感染症対策も併せて検討していく。								

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
予算額	2,262	4,193	5,087	1,379	2,087	960	1,639	
決算額 (2年度は見込み)	2,250	3,834	4,560	1,017	1,879	851	1,639	
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	収容可能人員	600	600	600	600	600	600	600

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	災害備蓄食料品	1,879	需用費	災害備蓄食料品	832	需用費	災害備蓄食料品	1,614
			需用費	災害備蓄食料品 (EVキャビネット及びチェア用)	19	需用費	災害備蓄食料品 (EVキャビネット及びチェア用)	25

行政コスト計算書	勘定科目	30年度	元年度	差額	勘定科目	30年度	元年度	差額
	給与関係費	1,881	2,218	337	地方税	0	0	0
	物件費	1,879	851	▲ 1,028	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	106	125	19	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,866	▲ 3,194	672
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	3,866	3,194	▲ 672	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,866	▲ 3,194	672
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,866	▲ 3,194	672	

備考
物件費には、賞味期限を迎える備蓄食料品（まぐろ浅炊き、ミキサー食等）及びEVキャビネット及びチェア用の備蓄食料品（水、クラッカー）の買替えに係る消耗品費に851千円かかっている。

問題点・課題
○ 平成25年度より災害備蓄品（備品、食料品等）の配備を続けており、他区と比較しても一定程度の備蓄が整ってきている。また、平成26年度における区主体の福祉避難所設置準備訓練を契機に訓練を独自に実施する施設も多くなり、施設職員の意識向上も見られる。
○ 災害時における福祉避難所での感染症対策については、衛生用品等の備蓄品を配備するとともに、感染症対策を踏まえた福祉避難所訓練の実施及びマニュアルの改善を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	災害備蓄食料品の入替の際には、より賞味期限が長く、高齢者の食事に適したものを選定していく。	災害備蓄食料品の賞味期限を適切に管理するとともに、高齢者が食べやすいミキサー食の入替を実施した。	災害備蓄食料品の市場動向を注視し、高齢者が食べやすく、かつ賞味期限が長いものを選定していく。
②	各福祉避難所指定施設が自主的に充実した訓練を実施できるよう、指導・支援を行っていく。	各福祉避難所に配備されたMCA無線機について、適切な使用方法等の指導を行うとともに、通信訓練を実施した。	各福祉避難所指定施設がMCA無線機の通信訓練をはじめ、福祉避難所に係る訓練を自主的に実施できるよう指導等を行っていく。
③	被災時の福祉避難所への職員派遣体制等について、生活福祉課と協議・連携し、災害対策本部との連絡体制強化を図っていく。	生活福祉課の被災時派遣職員と連携し、福祉避難所指定施設を訪問するなど、災害対策本部との連絡体制の確認を行った。	福祉避難所での感染症対策のため、飛沫感染を防ぐ段ボール仕切り等の備蓄品の配備を検討していく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況 (要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	老人福祉センター管理運営	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	渡辺	内線	2618		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	老人福祉センター事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	45 年度	根拠	荒川区立荒川老人福祉センター条例・施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	01	高齢者の社会参加の促進				
目的	高齢者が、老人福祉センターにおける生活相談・健康相談・機能訓練や各種行事・講座・教室へ参加することで、住み慣れた地域の中で教養を高め、明るく豊かな高齢期を過ごすことができるようにする。						
対象者等	満60歳以上の方						
内容	<p>[名称及び住所] 荒川区立老人福祉センター 荒川区荒川1-34-6 [敷地面積] 777.68㎡</p> <p>[延床面積] 2,021.17㎡ [構造] 地下1階地上4階建</p> <p>[施設内容] 機能訓練室・相談室・いこい室・娯楽室・茶室・浴室・会議室等</p> <p>①生活相談（介護・福祉・就労等、生活全般の相談）②健康審査・相談（嘱託医による問診・血圧測の健康審査）③機能訓練（脳卒中などによる後遺症や身体機能の低下が認められる要介護認定非該当の方を対象）④入浴サービス（各定員30名、午後1時～3時、火曜、水曜、土曜）⑤各種行事（新春行事・文化祭行事・高齢者福祉週間行事・吟詠大会・荒川区高齢者芸能大会等）⑥各種教室・定例事業（書道・墨絵・ヨガ・太極拳・フラダンス等・茶道・あみもの・英会話・華道・朗読・硬筆・詩吟・そろばん・体操・コーラス・俳句・公開講座等）⑦いこい室事業（お楽しみマージャン・カラオケ・手芸・民謡・踊り・各種大会等）⑧介護予防事業（健康アップステーション・介護予防プログラムを実施）※高齢者福祉課にて経費負担</p>						
経過	<p>昭和45年12月 開設</p> <p>平成 6年12月 全面改築に合わせて荒川老人福祉センターと荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターを併設した高齢者センターとして開設</p> <p>平成 7年 4月 荒川区社会福祉協議会に管理運営を委託</p> <p>平成28年10月 高齢者の介護予防や健康づくりの拠点としていくことを目指し、荒川老人福祉センターの介護予防事業を拡充</p> <p>令和元年 4月 令和2年度からの指定管理者の公募を実施</p> <p>令和2年 4月 指定管理者変更</p>						
必要性	一人暮らし等に伴う孤独感の解消や介護予防の推進とともに、仲間づくり、生きがいの創出、社会参加の機会確保という観点からも、高齢者向けに各種相談・行事・講座・教室等を実施する施設が必要である。						
実施方法	<p>（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）</p> <p>平成18年から指定管理において荒川区立荒川老人福祉センターを運営している。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 生活相談・健康審査・健康相談・機能訓練・入浴 (%)	19.2	17.4	14.7	17.0	20.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
	② 各種行事・各種教室・介護予防 (29～) (%)	38.4	42.8	48.7	43.0	45.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
③ いこい室・会議室 (%)	51.0	36.5	40.2	43.0	53.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
重点的に推進	重点的に推進	高齢者が自発的に介護予防を実践できるよう、魅力ある事業の展開と介護予防の啓発を図るため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		123,368	64,644	97,465	66,304	67,879	69,515	64,683
決算額(2年度は見込み)		107,676	55,498	95,166	60,988	61,646	62,556	64,683
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	生活相談・健康審査・健康相談延べ件数	4,772	6,312	5,691	5,589	5,048	3,474	4,793
	機能訓練・入浴延べ人数	3,312	3,981	3,433	3,220	3,026	2,514	2,958
	各種行事・各種教室・介護予防延べ人数	18,167	18,464	17,723	17,597	19,824	19,765	19,516
	いこい室・会議室延べ人数	20,905	25,010	23,392	20,914	16,903	16,344	18,136
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	人件費	44,452	委託料	人件費	42,448	委託料	人件費	46,515
	管理費	12,070		管理運営費	19,096		管理費	11,758
	事業費	5,124		修繕費	1,012		事業費	6,410

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	5,173	5,324	151	地方税	0	0	0
	物件費	61,646	62,556	910	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	642	598	▲44
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	1	1	0
	減価償却費	18,253	18,253	0	その他	107	109	2
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	750	708	▲42
	賞与・退職給与引当金繰入額	292	300	8	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲84,614	▲85,725	▲1,111
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	85,364	86,433	1,069	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲84,614	▲85,725	▲1,111
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲84,614	▲85,725	▲1,111

備考 令和元年度：【支出】物件費は、指定管理料として62,556千円。【収入】人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金598千円、会議室使用料1千円、自動販売機電気料金等・簡易公衆電話使用料109千円

問題点・課題 ○ 新たな指定管理者のもと、教室内容の見直しや介護予防に資するプログラム等の増加等を検討する必要がある。また、将来的に介護予防センター化を見据えたプログラム等を検討していく。
○ 施設の老朽化が目立ってきているため、各設備については「荒川区公共建築物中長期改修計画」に基づき、適切に改修する。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者から評価を得ている介護予防事業について、更に強化するよう努めていく。	指定管理者の変更に伴い、高齢者福祉課と連携しながら、介護予防事業の整理及び充実を図るよう仕様等の見直しを行った。	新たな指定管理者が適切に施設を管理・運営できるよう支援していくとともに、更なる事業の充実に努める。
②	施設の利用方法等について、利用者が気持ちよく利用できるよう環境整備に努めていく。	利用者からの要望に基づき、いこい室及び娯楽室にテーブル及び椅子を整備して利便性の向上を図った。	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、感染状況に応じてその都度、施設の利用方法等を検討する。
③	中長期改修計画に基づき、施設の改修方法等について具体策の検討を行っていく。	経年劣化が著しい受水槽・高架水槽及び給湯ボイラーについて、営繕課、指定管理者と共に改修方法、実施時期等の検討を行った。	経年劣化が著しい設備の改修を行うため、関係部署と連携を取りながら対応していく。

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)			
		実施の17区(老人福祉センターがある区) (港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区)		

況(要旨)	議会質問状

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-01-22		戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事		
事務事業名	都市型軽費老人ホーム整備促進事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野
			担当者名	西田	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-98-98	都市型軽費老人ホーム整備促進事業				
事務事業の種類	○新規事業（○2年度 ○元年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 ○令和	22年度	根拠	老人福祉法		
終期設定	○有 ●無	年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市			
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成			
	施策	05	高齢者の住まいの確保			
目的	低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、国及び都の補助制度を活用し、民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備を促進する。					
対象者等	荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱に定める、都市型軽費老人ホームを整備しようとする事業者を対象とし、区は都及び国の補助金（10/10）を活用し、施設を整備する事業者もしくはオーナーに整備費を補助する。					
内容	① 入所対象者 身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者（詳細基準は指針に定める） ② 施設概要 定員20人以下 個室面積 7.43㎡以上 必須設備 食堂・浴室等 人員配置 施設長・相談員（兼務可） ③ 利用料金 月12万円程度（生活保護受給者が利用可能な程度） ④ 設置可能地域 23区、武蔵野市、三鷹市の一部 ⑤ 整備費補助額 事業者創設型（基本額4,000千円＋高騰加算単価1,000千円）×定員数 事業者改修型（基本額2,800千円＋高騰加算単価700千円）×定員数 オーナー創設型（基本額4,000千円＋高騰加算単価1,000千円）×定員数 オーナー改修型（基本額2,800千円＋高騰加算単価700千円）×定員数					
経過	① 平成22年 4月 厚生労働省省令改正により都市型軽費老人ホームが設置可能となる ② 平成22年 6月 従来の国の補助に加え、都の整備費補助制度が開始 ③ 平成22年11月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 ④ 平成29年 7月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱を一部改正 ⑤ 令和元年 7月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱を一部改正 ⑥ 令和2年 7月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱を一部改正 （区の整備実績） 平成23年度 「ほくと西尾久虹の家」（定員9人）を開設 平成24年度 「くつろぎの家」（定員10人）、「ケアハウス町屋」（定員20人）を開設 平成25年度 「はなまるハウス南千住」（定員20人）、「ケアハウス西尾久」（定員20人）を開設 令和元年度 「ケアハウス東日暮里」（定員20人）を開設					
必要性	低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる施設整備の必要性は高い。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 施設の建設及び運営は民間事業者等が行う。					
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	① 施設数	5	5	6	6	6
	② 定員数	79	79	99	99	99
③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等				
2年度	3年度					
休止・完了	休止・完了	令和元年度に定員20人の都市型軽費老人ホームが整備され、区内に計6か所（定員計99人）の施設が整備された。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額						80,000	20,000	0
決算額 (2年度は見込み)						68,274	19,966	0
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
施設数		5	5	5	5	5	6	6
定員数 (人)		79	79	79	79	79	99	99
予算・決算の内訳		平成30年度 (決算)		令和元年度 (決算)		令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助及び交付金	整備費補助	68,000	負担金補助及び交付金	整備費補助	12,000			
負担金補助及び交付金	開設準備経費等支援事業補助	274	負担金補助及び交付金	開設準備経費等支援事業補助	7,966			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	4,232	2,662	▲ 1,570	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	68,274	19,966	▲ 48,308
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	68,274	19,966	▲ 48,308
	賞与・退職給与引当金繰入額	239	150	▲ 89	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,471	▲ 2,812	1,659
	その他行政費用	68,274	19,966	▲ 48,308	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	72,745	22,778	▲ 49,967	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,471	▲ 2,812	1,659
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,471	▲ 2,812	1,659

備考 東京都補助として令和元年度分の都市型軽費老人ホーム整備費補助金12,000千円及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金7,966千円の行政収入が発生している。また、その他行政費用には事業者に対する区の同補助金支出額が計上されている。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	令和元年7月に開設される1施設に対して、令和元年度分の補助手続きを進めていく。	令和元年7月に開設された1施設に対して、令和元年度分の補助手続きを適切に行うことができた。	
②	計画されている1施設を含めた6施設に対して、高齢者福祉課と連携のうえ、必要に応じて支援(広報等)を実施していく。	令和元年7月に開設された施設について、区報による周知や高齢者福祉課との連携により開設直後の利用率向上を図った。	
③			

他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
	未実施区 港区・文京区・台東区・品川区・葛飾区・中央区
議会議事録(要旨)	